

情報通信審議会 情報通信政策部会（第 69 回）議事録

1 日時 令和 8 年 5 月 22 日（金）9:00～9:25

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

國領 二郎（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、市毛 由美子、
井上 由里子、内山 隆、江崎 浩、閑歳 孝子、桑津 浩太郎、
小島 隆洋、高橋 利枝、長谷山 美紀、増田 悦子（以上 12 名）

（2）専門委員（敬称略）

井上 あい子、小林 寛史、杉原 美智子（以上 3 名）

（3）総務省

＜情報流通行政局＞

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
増原 知宏（放送政策課 新事業領域創造推進室長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局 情報通信政策課 総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について

【令和 8 年 5 月 8 日付け諮問第 31 号】

（2）議決案件

「情報通信政策部会決定の廃止・制定」について

開 会

○國領部会長 ただいまから、情報通信審議会 第69回 情報通信政策部会を開催いたします。

本日はWeb会議にて会議を開催しておりまして、現在委員16名中11名が出席し、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問案件 1 件、議決案件 1 件でございます。

議 題

(1) 諮問案件

「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について

【令和8年5月8日付け諮問第31号】

○國領部会長 初めに、諮問第31号「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について審議いたします。

本件は、5月8日に総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で情報通信審議会議事規則第11条第9項の規定により、当部会に付託されたものでございます。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○佐伯放送政策課長 ただいま部会長より御紹介ございました諮問案件「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」について、去る5月8日に総会に諮問した資料が、資料69-1-1です。本日は、その概要版である資料69-1-2に基づいて御説明します。

まず、放送を取り巻く社会環境の変化から御説明します。3ページ目、現在、若者を中心としたテレビ離れが加速しており、例えば左上のグラフにあるように、世代交代等によってテレビ離れが加速しております。10代、20代といった若者では、全体の半分程度しか1日15分以上テレビを見ていないというような状況です。

端末の普及状況につきましても、テレビがスマートフォンに抜かれている状況であり、特に29歳以下の世帯においては、66.1%まで落ち込んでおり、3人に1人はご家庭にテ

レビ端末がないというような状況です。

他方、ネット利用が進展しており、2023年度にはネットの利用時間がテレビのリアルタイム視聴の時間を初めて超過しました。また、それに伴い、広告市場もネットシフトが進み、地上波テレビに対する広告はネットが既に2019年に上回っている状況が見てとれます。

4 ページ目、こうしたネットシフトが進んでいるわけですが、一方でネットを含めた情報空間においては、いわゆるアテンション・エコノミーが形成されることによって、フィルターバブルやエコーチェンバー、偽・誤情報といった問題が顕在化しております。そうした中で、引き続きテレビの信頼度は、ネットに比べて全年代で高いという調査結果も出てますし、情報源としての重要度もおおむね全年代で高くなっているところが見てとれます。

こうした状況の中で、実際の事業者の状況を説明しているのが5 ページのスライドです。例えば、いわゆる地上波の民放テレビ、全国127社ありますが、東名阪を中心とする広域テレビ局と、県域単位をベースとする、いわゆるローカルテレビ局に大きく分けられるところ、ローカルテレビ局の収支状況を示したのが左上のグラフです。コロナ禍の前から営業利益は減少傾向にありますが、10年前に比べて約57%減少しており、経営が非常に厳しくなっているところです。

また、衛星放送も、これまで衛星放送が担っていた多チャンネルや高画質というようなものが、いわゆる配信事業者のサービスと非常に競争が激しくなっており、加入件数が減少傾向にあるのが見てとれます。

こうしたところを放送事業者も手をこまねいて見ているわけではなく、例えば配信のほうに手を伸ばすという意味では、TVerという民放キー局が共同出資する配信プラットフォームをつくっておりまして、こちらのユーザー数は直近4,470万ということで順調に伸びているところもあります。また、コンテンツの海外輸出額も順調に増えておりまして、一部、放送外で収入を確保するようにもなっているところです。

一方、そうした放送を支えるインフラの現状を説明したスライドが6 ページです。地上放送のネットワークインフラですが、ここ数年の議論を経て、NHKと民放の中継局の共同利用が足元では進んでおります。当面の間、こうした形で地上波のネットワークインフラの維持はなされる見込みですが、今後地域の人口減少がますます加速していくような予測もあるところ、こちらも将来的に維持していくことが困難となるおそれは、い

まだ存在するところです。

また、それ以外に辺地共聴施設といいまして、放送波がなかなか届きにくいところで住民等がお金を出し合って組合などをつくり、難視聴解消を目的として共同で設置するインフラもあります。こうしたものについては、設備の老朽化や組合員数等の減少によって、維持管理が困難となってきたという別の問題もあります。

また、衛星放送インフラについては、契約数の低減等も踏まえて、インフラコストを削減するため、次の放送用衛星はBSとCS共同衛星とする免許方針が既に決まっているところです。一方で、そうしたインフラに載るサービス面に目を向けると、直近ではBS民放5社が4K放送、高画質放送について、来年早期にも終了するというような方針、いわゆる撤退表明をしているというところ、空きをどうするかというところも一つの課題として挙げられているところです。

最後のスライド、放送法をベースとした特殊法人であるNHK、公共放送の現状です。NHKの業務範囲については、放送法に規制されておりまして、義務づけられている必須業務、NHKの判断に任されている任意業務とに大別されているところです。NHKの経営基盤は、特殊な負担金である受信料というものによっておおむね賄われているところですが、こちらにも3年前に1割値下げをしたところもあり、収入が減少傾向にあります。地上契約、月額1,100円、衛星契約、月額1,950円ということですが、10年ほど前には7,000億円規模であったものが、足元では6,000億円を割るぐらいの規模感になってきているというような状況です。

そうした中で、NHKの契約件数、若干逡巡傾向にあるところが見受けられます。先ほど、民放も手をこまねいていないで、配信のほうにも手を伸ばしているところを少し触れさせていただいておりますが、NHKにおいても、業務範囲が法定されているところもありますので、法改正により、昨年10月からNHKの放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信等が必須業務化され、NHK ONEというサービス名で提供されているところです。任意業務といたしましては、過去のアーカイブをインターネットで有料オンデマンド配信するサービスも行っているところです。

こうしたものを受けて、諮問概要を読み上げさせていただきますが、放送は、これまで健全な民主主義の発達に資する基盤として、国民の社会生活に関わる基本的な情報を送り届けるという社会的な役割を果たしてきたところです。しかし、情報空間の多様化や、テレビ離れに伴うリーチの縮小、地域の人口減少といった放送を取り巻く環境の変

化が続く中で、放送広告収入の減少は続き、ローカル放送局の経営悪化や放送インフラの維持の困難といった課題が生じてきているところです。他方で、インターネットを含む情報空間においては、偽・誤情報の氾濫といった弊害も生じており、改めて、放送には取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信機能を発揮することが期待されているところです。こうした中で、放送の価値・役割を明らかにした上で、放送事業の成長と持続可能性を確保していただく総合的な方策を検討するために、今後の放送事業の在り方について諮問させていただいた次第です。

次のページに、主な検討事項を書かせていただいております。まず、通底するところといたしましては、放送の価値・役割です。ネットを含む情報空間の多様化が進み、健全性の確保が重要な課題となってきた中で、今後放送が果たしていくべき価値・役割について明らかにしていただいた上で、大きく、下のその他を除きますと、3つが検討事項となります。

1点目、今後の放送サービス・産業の在り方です。広告収入の減少、ローカル局の経営悪化といった課題やネット配信の拡大等を踏まえ、放送がその役割を維持していくため、経営基盤の強化、放送コンテンツの製作・配信の強化を含めた今後の放送サービス・産業の在り方について検討いただければと思っております。

2点目が放送インフラの整備・維持の在り方です。これまでの放送ネットワークインフラを将来的に維持し続けることが困難となっている状況等を踏まえて、各インフラの役割分担も含めた今後の放送インフラの整備・維持の在り方について検討いただければと存じます。

3点目がNHK、公共放送の関係です。多様化する情報空間において公共放送であるNHKが特に果たすべき役割、また、それを果たすために望ましい業務範囲、組織体制、財務基盤の在り方について御検討いただければと存じております。

何とぞ、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○國領部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について御意見、御質問等がありましたら、チャットでお申し出ください。

○小島委員 今回の議論の論点は、放送事業者を中心としたものであると理解しています。一方で、放送を視聴者に届けるには、放送設備が必要になりますが、放送設備を製

造している事業者は需要が減少しているなか、事業継続が厳しい状況です。経済安全保障の観点などからも国産の放送設備を維持していくなどの議論も必要だと考えていますが、放送設備についても今回の議論の論点には入るのでしょうか。

○佐伯放送政策課長 おっしゃるとおり、2ページ目の今後の放送サービス・産業の在り方、放送インフラの整備・維持の在り方というところについて、非常に密接に関連するようなところでもあろうかと思しますので、議論のスコープには入り得ると考えております。

○小島委員 ありがとうございます。

○江崎委員 4ページ目のところに、コンテンツの重要性と、コンテンツに関する問題が書かれているところが、非常にこれ、今回の中でどう扱われるかというのは難しいかもしれませんが、やはり重要な一次情報の提供を行うインフラとしてのNHKの役割というところをしっかりとこれは出していかなきゃいけないし、課題とかというところ、それから、当然ながらこれはグローバルなコンテンツも含めた議論にならなきゃいけない、扱いをどうするかみたいな話になってくるかと思しますので、いわゆるハードインフラだけではなくて、こういうデジタルデータに対するガバナンスのところ、それからそれを支える技術といったようなところも議論するべきではないかなと感じました。

○佐伯放送政策課長 大変重要な御指摘かと思います。ネット空間の中で偽・誤情報に対するカウンター的な意味での取材に裏打ちされた一次情報というような意味でのコンテンツもありますし、また、海外展開等によって、いわゆるマーケットパイを増やしていく意味でのコンテンツの重要性、両面御指摘いただいたかと思います。そういうところについても審議の御検討の対象になり得るかと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○國領部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ないようでしたら、定足数を満たしておりますので、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。

本件、御異議ないということで、御異議ある方はチャットでお示してください。

それでは、本件諮問については審議を進めることといたしたいと思います。

(2) 議決案件

「情報通信政策部会決定の廃止・制定」について

○國領部会長　　続きまして、「情報通信政策部会決定の廃止・制定」について審議いたします。

先ほど総務省から説明があった「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」の審議を進めるに当たり、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会を置いてはいかかかと思ひます。あわせて、本部会の下に設置されている総合政策委員会につきましては、その役割を終えたことから、当該委員会を廃止してはいかかかと思ひます。委員会の設置については、情報通信審議会議事規則第1条第12項の規定により、部会決定を行う必要があります。

本件について、事務局から説明をお願いします。

○金子総合通信管理室長　　ただいま國領部会長からございました「情報通信政策部会決定の廃止・制定」について御説明申し上げます。

資料69－2、1ページを御覧ください。今般、この赤点線枠で示しているとおり、新たに放送政策委員会を設置し、先ほど諮問させていただきました「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」に関する調査、検討を行うため、情報通信政策部会における委員会の設置を制定することを御提案いたします。また、本部会の下に設置されている総合政策委員会につきましては、令和5年6月に「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」最終答申が出されたことにより、その役割を終えたことから、当該委員会を廃止するため、2ページにございます情報通信政策部会決定第23号「総合政策委員会の設置」を廃止することを御提案いたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○國領部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、チャット機能でお申し出ください。

ほかに御意見、御質問等ないようでしたら、定足数を満たしておりますので、事務局からの提案がありましてとおり、諮問第31号「情報空間の多様化に対応した今後の放送事業の在り方」の調査、検討のため、放送政策委員会を新たに設置するとともに、総合政策委員会を廃止することとしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。御異議ある方は、チャットでお申し出いただければと思ひます。

それでは、このように決定いたします。

なお、本委員会の構成につきましては、同規則別記第3項第2号の規定に基づき、部会長が定めることとなっております。

主査につきましては、穴戸専門委員にお願いするとともに、本部会から内山委員、越塚委員、高橋委員に御出席いただくほか、ただいま画面共有しております名簿に記載の専門委員の皆様に御出席いただき、調査、検討を進めていただきたいと思います。

本名簿につきましては、後刻、審議会事務局から各委員宛てに送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。

閉 会

○國領部会長　それでは、本日の議題につきましては以上となりますけれども、委員の皆様の中から何かありますでしょうか。よろしいですか。

事務局から何か追加で事務連絡はありますか。

○金子総合通信管理室長　特にございません。

○國領部会長　分かりました。

それでは、本日の会議を終了させていただきたいと思います。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡申し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。